

一般国道２０１号（八木山バイパス）に関する協定（その２）の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成３１年３月２６日付けで締結した「一般国道２０１号（八木山バイパス）に関する協定（その２）」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第１３条第４項の次に次の１項を加える。

５ 機構は、前項の助成金を機構と協定を締結している他の高速道路会社にも交付することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 3月23日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝 村 善 治